

転出届（郵便用）

どちらかの□にチェックしてください。

- 転出届**： 転出証明書（または転出証明書に準ずる証明書）の交付を受ける場合
- 特例転出届**： 顔写真付マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの交付を受けている方で、特例転出届の受付が引越しの日の前後2週間以内である場合(カードの継続利用可)

静岡県伊豆の国市長 宛

届出日	令和 年 月 日
届出人氏名	Ⓜ
昼間連絡が 取れる電話番号	— —

【同封するもの】

- 本人確認書類の写し

（ 運転免許証・パスポート、マイナンバーカードなど顔写真付の公的な身分証明書は1点
保険証・診察券など顔写真のない身分証明書は2点必要 ）

- 返信用封筒*

① ア：84円切手を貼付済 イ：速達希望のため374円切手を貼付済

***特例転出届の場合は不要**

② 宛て先（新住所）記入済み

- 旧住所に返却するもの（旧住所の国民健康保険証、印鑑登録証など）

新住所に住み始めた日	年 月 日
------------	-------

新しい住所 と世帯主	住所		世帯主	
---------------	----	--	-----	--

いままでの 住所と 世帯主	住所		世帯主	
---------------------	----	--	-----	--

No.	ふりがな 転出する人の氏名	生年月日	性別	世帯主 との続柄	カード保有
1		明・大・昭・平・令・西 年 月 日	男 ・ 女		マイナンバーカード ・ 住基カード
2		明・大・昭・平・令・西 年 月 日	男 ・ 女		マイナンバーカード ・ 住基カード
3		明・大・昭・平・令・西 年 月 日	男 ・ 女		マイナンバーカード ・ 住基カード
4		明・大・昭・平・令・西 年 月 日	男 ・ 女		マイナンバーカード ・ 住基カード

郵便による転出証明書の請求方法

転出の処理後、転出証明書を返送します。

①申請書

表面の「転出届（郵便用）」に必要事項を記入してください。
昼間、連絡が取れる電話番号（携帯電話等）を必ず記入してください。

②返信用封筒

返送先（転出先住所または転出前住所で、申請者宛に限ります。）の郵便番号、住所、氏名を記入して切手を貼ってください。

③本人確認資料のコピー

申請者のご本人確認のため、次の物のコピーを同封してください。

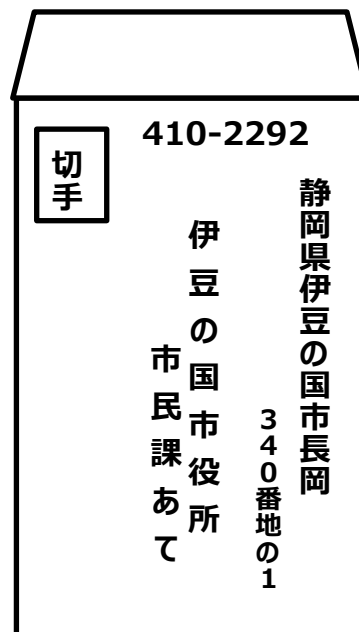
< 1つだけでよい物 >

顔写真付マイナンバーカード、運転免許証、パスポート（顔写真が載っている面）、顔写真付住民基本台帳カード等
の官公庁発行の顔写真付免許証・許可証

< 2つ以上必要な物 >

健康保険証、年金手帳・証書、介護保険証、本人名義の預金通帳 など

※なお、住民基本台帳カード（顔写真なし含む）及び在留カードを持っている人は、必ずコピーを同封してください。



伊豆の国市から転出される方へ

転出した方は、新住所に住んだ日から14日以内にその市区町村で転入の届出をしてください。

転入のとき必要なもの

1. 転出証明書
2. 届出人の本人確認書類
3. 異動者全員の通知カードまたはマイナンバーカード
4. 在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民のみ）
5. 住基カード（お持ちの人のみ）

マイナンバーカードの交付申請について

- すでに交付申請をしている場合・・・
交付申請は取消となり、転入後に再度申請が必要です。
- まだ交付申請をしていない場合・・・
通知カードの下に付いている申請書は、住所が変わると使えません。転入先の窓口で新しい申請書をお渡します。

マイナンバーカード・住基カードをお持ちの人は

- 転入先で継続利用する方は、転出証明書が発行されません。転入時に必ずカードを持参（暗証番号が必要です）して手続きをお願いします。
- 転出予定日（転出時に届け出た異動日）から転入届をせずに30日が経過すると、カードは廃止となり、転入先で継続利用できません。
- 転入時にカードを持参しなかった方は、転入届出後90日以内に継続利用の手続きをしてください。
- 署名用電子証明書は住所が変わると失効します。必要な方は、転入先で新規発行をお願いします。